

岐阜県公報

号外(八) 平成二十六年三月二十日

目次

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(情報産業課)

ページ

規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十五号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則(平成八年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表一の項中「及び第三小会議室」を「第三小会議室及び宿泊施設」に改める。

別表第一備考第一号中「又は小レセプションルーム」を「小レセプションルーム又は宿泊施設」に改める。

別表第二一の表舞台設備の部講演卓の項中「六三〇」を「六五〇」に改め、同部司会卓の項中「五三〇」を「五五〇」に改め、同部花台の項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同部丸テーブル(大)の項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部ドリンクカウナーの項中「七四〇」を「七六〇」に改め、同部折り畳みステージの項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同表照明設備の部クセノンピンスポットライトの項中「一、四七〇」を「一、五一〇」に改め、同部仮設ポーターライトの項及び仮設アッパーホリゾントライトの項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同部平凸レンズスポットの項からカッターピンスポットの項まで及びクォーツミニライトの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部エフェクトスポットの項及びディスクマシンの種板を含む。(種板を含む。)の項中「八四〇」を「八六〇」に改め、同部ダブルマシンの種板を含む。(種板を含む。)の項中「一、〇五〇」を「一、

〇八〇」に改め、同部先玉の項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同部ストロボの項中「二、四七〇」を「二、五一〇」に改め、同部ミラーボールの項中「六三〇」を「六五〇」に改め、同部スモークマシンの項中「一、三七〇」を「一、四一〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「一、八九〇」を「一、九四〇」に改め、同表その他の附属設備の部映像設備の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改める。

別表第二二の表舞台設備の部講演卓の項中「八四〇」を「八六〇」に改め、同部司会卓の項中「六三〇」を「六五〇」に改め、同部花台の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同部ホワイトボードの項中「三三〇」を「三三〇」に改め、同表照明設備の部ポーターライトの項中「一、一六〇」を「一、一九〇」に改め、同部センターピンスポットの項中「五三〇」を「五五〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「一、八九〇」を「一、九四〇」に改め、同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、一四〇」を「二、二〇〇」に改め、同部映像設備の項中「一、七〇〇」を「二、二〇〇」に改める。

別表第二三の表講演卓の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同表金びょうぶの項中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表ドリンクカウンターの項中「一八〇」を「一九〇」に改め、同表拡声装置の項中「四七〇」を「四八〇」に改める。

別表第二四の表拡声装置の項中「一、八九〇」を「一、九四〇」に改め、同表プロジェクター(フロント式)の項中「一、四二〇」を「一、四六〇」に改め、同表テレビ・ビデオシステムの項中「七五〇」を「七七〇」に改め、同表電子黒板の項中「三三〇」を「三三〇」に改める。

別表第二五の表電子黒板の項中「三三〇」を「三三〇」に改める。

別表第二二の表ノート型パーソナルコンピュータの項中「六五〇」を「六七〇」に改める。

三 第二別館

別表第二に次の一表を加える。

区	分	単	位	金	額(円)
宿泊設備(一)	一式	一泊につき	一、八五〇		
宿泊設備(二)	一式	一泊につき	八二〇		

別表第二備考第一号中「一時間」を「二時間」とし、一泊当たりの額で定められて

いる附属施設設備等については「一泊」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。